

褒賞金支給要項

1 主 旨

主要国際大会において、上位入賞した選手に対し、平素の努力と栄光を称えるとともに、さらに競技力の維持向上に励み、本連盟の一層の発展に資することを目的とする。

2 支給対象大会

- ① オリンピック競技大会
- ② パラリンピック競技大会
- ③ 世界選手権大会
- ④ パラサイクリング世界選手権大会

上記大会の入賞者で、別に定める基準により支給する。

3 褒賞金の取得

本連盟 登録者規程 第4条により支給する。

褒賞金表

(単位：万円)

順位	オリンピック	パラリンピック	世界選手権	パラ世界選手権
1位	200	100	50	25
2位	100	50	35	17.5
3位	50	25	25	12.5

注 団体追抜・チーム・スプリント等の複数競技者種目であっても、褒賞金の支給額は該当位金額とする。

付 則

平成 4年(1992年) 4月 1日適用
平成16年(2004年) 5月20日適用
平成23年(2011年) 4月 1日適用
平成28年(2016年) 4月 1日適用
令和 3年(2021年) 6月 1日適用
令和 5年(2022年) 4月 1日適用